

令和4年度 第6回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和4年9月26日

令和4年度 第6回定例総会議事録

1. 日 時 令和4年9月26日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (23名)

(柏原地域) 2番 矢本 規夫

(氷上地域) 3番 芦田 義彦 4番 足立 正典 5番 金子 隆司

6番 徳田 義信 7番 山本 浩子 8番 足立 康裕

(青垣地域) 9番 足立 篤夫 10番 足立 俊哉 11番 足立 信昭

(春日地域) 12番 臼井 光茂 13番 荻野 隆太郎 14番 近藤 眞治

15番 田川 良一 16番 婦木 克則

(山南地域) 17番 岸本 好量 18番 田中 耕作 19番 野垣 克巳

20番 和田 憲治

(市島地域) 21番 荒木 嘉信 22番 杉山 重利 23番 高見 由行

24番 橋本 慎司

○欠席委員 (1名)

1番 古倉 一郎

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

報告第 1 号 農地の一時利用届について

報告第 2 号 農地の形状変更届について

報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 4 号 公共工事の届出について

5. 閉会

1. 開会

○議長 ただいまより令和4年度丹波市農業委員会第6回定例総会を開催いたします。

初めに、岸本会長より、御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 本日の総会の出席人数でございます。在任委員24名中、議席番号1番の古倉一郎委員から欠席届が提出され、出席委員は23名となっております。農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことをご報告いたします。

続けて、議案書の修正をさせていただきます。

お手元の議案書、5ページの番号16番と番号17番が取下げとなっております。

それと、33ページの番号1番が取下げとなっております。

以上、3点が取下げとなっております。修正させていただきます。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、議席番号18番の田中委員、議席番号19番の野垣委員、両委員、よろしくをお願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号15番、番号18番～番号25番 ～

～ 報告第3号 番号1番、番号2番 ～

○議長 それでは日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番から番号3番までを、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は7ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は８ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていると確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号３番は、申請人が親子関係でございます。譲受人は、親から農地を譲り受けたということです。図面は９ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号４番～番号１０番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号４番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号４番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は１０ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 続きまして、番号5番、番号6番、番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、11ページに図面を添付しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、番号6番、番号7番は、申請者名を見ていただいたら分かりますように、それぞれの農地の交換案件でございますので、同時に説明をさせていただきます。

番号6番、番号7番は、耕作上の利便のための農地の交換で、12ページに図面を添付しております。

地域委員会としては、番号6番、番号7番、それぞれ農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、番号7番の申請人ですが、申請するに当たり所有している農地を確認したところ、未申請の転用農地がございました。令和4年12月5日までに申請手続を履行するという誓約書が添付されております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号8番、番号9番を一括して、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番、番号9番は、譲受人、譲渡人が贈与により、相互の所有権を移転するための申請です。図面は13ページ、14ページに示しています。

地域委員会としては、番号8番、番号9番、それぞれ農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。
番号5番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号5番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。
番号6番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号6番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。
番号7番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号7番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。
番号8番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号8番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。
番号9番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号9番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。
番号10番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号10番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。
次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、番号11番～番号14番、報告第3号、番号1番、番号2番朗読。
- 議長 事務局の説明が終わりました。

農業委員会等に関する法律第31条の関係がありますので、まず番号11番、番号12番について、青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号11番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、76ページを御覧ください。番号1番は、農地の一部を農業用倉庫として、使用するための届出でございます。図面は同じく16ページに示しております。

なお、この倉庫は、昭和38年に建築されておりまして、譲受人は、今後も農業用倉庫として使用したいということで、経過書が添付されております。

続いて、番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号12番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は17ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号11番及び報告第3号の番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

なお、報告第3号の番号1番について、御承知おきください。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

（該当委員退席）

○議長 それでは、番号13番及び報告第3号の番号2番について、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１３番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１３番は、農地を売買により取得し、新規就農したいというもので、図面は１８ページ、１９ページ、２０ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。御審議のほど、よろしくお願いします。

補足で少し詳細な内容を説明させてください。

１９ページの地図でございます。斜線や黒塗りがあるところに、○○さんという方の家がございます。ここを購入されて、ここを拠点に、これらの農地を管理していくということで、農地の利用については、水田では水稻、栗、小豆、畑地では栗、ニンニク、一般野菜、そういう形で取り組みたいということでございます。

農機具については、トラクター１台は確保されておるということで、何とか軽トラとか耕運機とかコンバイン等を今後確保していきたいというふうな計画でございます。

それで、報告第３号の番号２番でございますけども、１９ページの地図もでございます。この黒塗りしておるところに、農機具小屋が建設されているところに色を塗られております。昭和２０年頃に、この○○さんが建設されたということでございますけども、今回その土地やら建物、全てを購入して、今後も引き続きこれを使用していきたいということでございますので、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１３番及び報告第３号の番号２番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１３番は、許可すべきものと決定いたします。

なお、報告第３号の番号２番について、御承知おきください。

それでは復席をお願いいたします。

（該当委員復席）

○議長 番号１４番につきましても農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

（該当委員退席）

○議長 それでは、番号１４番につきまして、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１４番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１４番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。

図面は２１ページにつけております。

地域委員会といたしましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常

時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号15番、番号18番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号15番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号15番につきましては、農地を贈与によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面につきましては、22ページに示しております。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号18番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号18番は、農地と宅地、建物を売買により取得し、経営を開始したいというものでございます。図面は24ページに示しております。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号19番～番号22番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号19番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号19番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は25ページにつけております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号20番、番号21番、番号22番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号20番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は26ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

同じく、番号21番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は27ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号22番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は28ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号19番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１９番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２０番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２０番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号２０番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２１番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２１番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号２１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２２番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２２番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号２２番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号２３番～番号２５番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２３番、番号２４番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２３番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２９ページです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、申請地は、譲受人が前から耕作をしておりました。

番号２４番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３０ページです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

この農地も、譲受人が耕作しておりました。よろしくをお願いします。

○委員 番号２５番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２５番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、３１ページに地図をつけております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

この農地は、昨年の11月に下限面積の特例を受けたものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号23番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。

番号24番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

番号25番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号2番 ～

～ 報告第2号 番号8番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号2番、報告第2号、番号8番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号2番は、事務所、露天駐車場、店舗及び花木展示場を建設するための申請です。図面は35ページ、36ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積が4万1,953平米で、宅地の占める面積が3万2,646平米、宅地の割合が77.8パーセントで40パーセントを超えておりますので、第3種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は事業計画に対して妥当なものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

また、報告第2号の番号8番は、建設工事に出てきました残土を利用して、かさ上げするものです。完了後は、従来どおりの花木栽培に使用されます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番及び報告第2号の番号8番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

なお、報告第2号の番号8番について、御承知おきください。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号9番 ～

～ 議案第3号 賃貸借権設定 番号1番 ～

～ 議案第3号 賃貸借権設定・一時転用 番号1番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、露天資材置場として利用するための転用でございます。図面は40ページ、41ページに示しているとおりです。

申請地は、西側の宅地部分を利用して国道より進入されますので、計画図面を添付しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への影響はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号2番～番号4番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番、番号3番、番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、譲受人が農地を売買により取得し、住宅を建築するための申請です。図面は42ページに示しています。

申請地の農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道にあり、500メートル以内に〇〇(教育施設)と〇〇(医療施設)があるため、第3種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

今回の転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号3番は、譲受人が贈与により譲り受け、露天駐車場と一般住宅として利用するための申請です。図面は13ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

今回の転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号4番は、農地を売買により取得し、倉庫と露天駐車場を利用するための申請です。面積は3筆で5,149平米あります。図面は、43ページ、44ページに示しています。

申請地の農地区分は、住宅、事業の用に供する施設等が連たんする区域内の農地であるため、第3種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

今回の転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、大規模転用案件であるため、事前調査を行っております。

隣接する青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

去る9月20日に、三役と地元の農業委員さんと現地を確認させていただいております。

当日は、申請人である会社の専務に御説明をいただいております。また、設計を担当されております業者にも説明をいただきました。

44ページに地図がございまして、そこにも示されておりますように、造成される部分の敷

地内の排水については、新たに敷地内に排水路を設けて、従来の農業用水路に直接排水しないような形を予定されております。

また、隣接農地には、全く影響はないというふうに考えられます。

ということで、地域の担当委員から説明がございましたように、許可することについては問題がないというふうに判断させていただきました。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はありませんか。

○○委員。

○委員 ちょっと聞き逃したのか分かりませんが、43ページの図面でいう、当該地の左側の土地は、登記上農地なんですか。登記上農地じゃないんですか。

○委員 農地です。

○委員 農地。

○委員 はい。

○委員 農業もされておられる。分かりました。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等、ありませんか。

○○委員。

○委員 すいません。ちょっと教えてほしいんですけども、申請地が5,149平米で、既存の倉庫とか○○とか合わせたら結構大きい面積になると思うんですけど。これ調整池の設置義務が生じるのは何平米以上でしたか。

○議長 調整池の関係でいいですか。事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

調整池がどれぐらいの規模で必要かということですけども、1万平米以上でございますので、今回は該当しないということになっております。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号5番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番につきましては、これはオープンカフェ及び露天駐車場として利用するための申請でございます。図面は、45ページに示しております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接しており、農地の集団規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地と考えられます。

45ページの図面を見てください。これについて補足説明させていただきます。

向かって左側の土地につきまして、これを露天駐車場にすることとさせていただきます。それから真ん中に〇〇さんという方の居宅がありますので、これを買い取って、これを利用して、ここは室内のカフェということにされます。そしてまた、この右側の農地につきまして、これを連続しているオープンカフェということで、利用されるということとさせていただきます。

隣接所有者、地元等の同意も得られております。周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

また、転用面積は必要最小限のものでございますし、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容については問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、売買により貸露天駐車場及び貸露天資材置場として利用するための申請です。図面は、46ページ、47ページに示しております。

申請地の農地区分は、46ページの道路を挟みまして、上側が街区の面積が3万2,321平米で、宅地の面積が1万9,413平米で、宅地の割合が60.1パーセントになります。そして下側は、街区の面積が2万1,317平米、宅地の面積が9,333平米で、宅地の割合が43.8パーセントです。いずれも40パーセントを超えておりますので、第3種農地と判断されます。

転用する農地につきましては、街区内にあります譲受人が経営する会社に貸し付けるものです。

この申請農地は、今年の6月6日付けで、農振除外地となったものです。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号7番～番号9番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告ですが、番号7番、番号8番につきまして、譲受人が同じのため、番号7番、番号8番を併議とさせていただきます。

それでは市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号7番、番号8番、番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番、番号8番は、農地を売買により取得し、太陽光発電設備を建設するための申請です。図面は48ページです。

申請地の農地区分は、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの農地にも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地と判断されると考えられ、第2種農地と考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

また、1,000平米を超えますので、丹波市の開発指導要綱による申請手続き中です。

番号9番も同じく農地を売買により取得し、太陽光発電設備を設置するための申請です。図面は48ページです。

申請地の農地区分は、同じく甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象とな

っていない、小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

これも1,324平米で1,000平米を超えますので、丹波市の開発指導要綱による申請手続き中です。

よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番、番号8番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 よく似た会社なんですけど、別法人っていうことで理解していますが、図面を見るとその隣接の前、既存の太陽光があるんですが、それもよく似た会社でしょうか。

○委員 そこまで覚えてない。

○委員 というのは、これ同一やないんですけど、一体の開発の対策っていうことはないのかなという心配しとるんです。

○議長 開発規模との関係につきまして、事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

御指摘のところですけども、図面の48ページでございます。北側になると思うんですけども、その太陽光発電設備の事業者が誰だという問い合わせかと思います。すいません。調査ができておりません。が、今回の申請地とお問い合わせの土地の間には、青線が存在してございます。ので、そこで分断ということになるために、今回のところとの一体開発というのはないというふうに考えております。

○議長 よろしいか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番、番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番、番号8番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、賃貸借権設定、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、借受人は〇〇業であり、露天資材置場として利用したいという申入れでありまして、貸出人との間で賃貸借権を設定し、転用しようとする申請でございます。図面は50ページに示しているとおりです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当することから、第2種農地と考えます。

周辺で代替地を探されましたが、適当な土地がなかったため、今回の申請となりました。賃貸借契約書も添付されております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題はないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定・一時転用許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、賃貸借権設定・一時転用、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、借受人が水道の老朽管更新工事のため、賃貸借により露天資材置場として、期間を定め利用するための申請です。図面は52ページに示しています。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接かつ農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

なお、この借受人と貸出人の間には、賃貸借契約書が交わされております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

ここで休憩を取ります。

(休憩)

(再開)

○議長 それでは会議を再開いたします。

～ 議案第4号 番号1番～番号13番 ～

○議長 議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は8ページに示しています。

9月14日に現地を確認しましたところ、現状は庭となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見ても、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

農地でなくなった時期は昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号2番～番号5番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は57ページに示しています。

9月13日に確認したところ、現地は庭となっていて、農地への復旧は困難であり、周囲の状況を見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和31年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号3番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は11ページに示しております。

9月13日に現地を確認したところ、○番と○番○は山林、○番○は庭となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は○番、○番○は昭和20年頃、○番○は昭和30年頃で地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号4番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は15ページに示しております。15ページを御覧ください。

向かって右側、文字が潰れておりますけれども、東側に位置し、こちらには倉庫が建築されておりました。左側ですけれども、左側が全てアスファルト舗装をされておりました。

9月13日に現地確認をしたところ、倉庫、露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は平成8年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号5番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は58ページに示しています。

9月13日に確認したところ、現地は倉庫、通路及び露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は平成10年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題がないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号6番～番号11番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会からの確認報告ですが、番号6番から番号9番まで説明をお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は59ページに示しています。

9月13日に現地を確認したところ、住宅の庭となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和20年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、番号7番も議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は17ページに示しております。

9月13日に現地を確認したところ、露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は平成10年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員

会としましては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続いて番号8番も、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は17ページに示しています。

9月13日に現地を確認したところ、非農地の先に竹やぶがあるのですけれども、その竹やぶに入るための進入路ということで使われており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和20年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は60ページに示しております。

9月13日に確認したところ、現地は物置となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和38年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 9 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 9 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号 10 番ですが、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 番号 10 番について、青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 10 番について、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 10 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 19 ページに示しております。

9 月 13 日に確認したところ、現地は山林及び倉庫になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は〇番と〇番は昭和 22 年頃から、〇番〇は昭和 45 年頃から、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付け、非農地判断についての 3 の (2) のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 10 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 10 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 10 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 番号 11 番について、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 11 番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号 11 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 61 ページに示しております。

9 月 13 日に確認をいたしました。現地は露天資材置場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断して特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和 50 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付け、非農地判断について 3 の (2) のウに該当するため、地域委員会といたしましては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号11番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号12番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号12番を、議席番号○番の○○が御説明します。

番号12番は、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は24ページに示しております。

9月14日に現地を確認いたしましたところ、○番、○番、○番は、○○さんの家への進入路及び庭、また○番○、○番○は山林になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は○番、○番、○番は平成4年頃、また○番○、○番○は昭和56年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号12番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号13番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号13番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号13番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は62ページに示しております。

9月12日に確認したところ、現地は農業用倉庫となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は平成9年頃で、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断について3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１３番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１３番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第５号 ～

○議長 続いて、議案第５号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第５号朗読。

○議長 各地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１番から番号１１番まで、９月１３日の氷上地域委員会におきまして確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号１２番を９月１３日の青垣地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

ちょっと補足説明をしておきます。

契約期間が７年７カ月という半端な月数がある計画になっております。実は２年３カ月ほど前に、この契約を１０年間でされておったんですけども、利用権設定する側の持ち主のほうですが、地番と面積とを間違えて契約が取り交わされておったということで、この地番と面積を実際の土地に、今回訂正をされたということで、当初の１０年間ということについては、終わりの時期を合わされたんで、７年７カ月という期間になっているというふうに御理解いただけたらありがたいと思います。

○委員 番号１３番から番号１７番まで、９月１４日の春日地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号１８番から番号２０番まで、９月１２日の山南地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号２１番から番号２５番まで、９月１２日の市島地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 各地域委員会からの確認報告が終わりました。全体を通じて質問、意見等はございませんか。

○委員 いつものとおりなんですけど、多分問題ないと思うんですけど、〇〇とかそういう他市から、新規とかになっとるんで、その辺だけ。更新であれば問題ないと思うんですが、こういう新規の中にちょいちょい見当たるんで、どことどこではないんですけど、3条であれば慎重審議ありますんで、一応そこだけ審議ということで、担当地域委員会からその辺をご説明いただけますか。

○議長 春日地域委員会。

○委員 番号17番は、御指摘のありました〇〇の方が利用権設定していますが、1年契約です。次のときには、3条で農地を買いみたい意向のようで、下限面積を確保するための利用権設定というふうに、概略を聞かせてもらっています。

○議長 春日地域については、この地に移住されるという計画があるということですね。

次に山南地域委員会。

○委員 番号19番ですけど、これは何回も出てると思うんですけど、大きな〇〇です。

○委員 そうですね。

○委員 それでこちらに拠点がありますので、問題ないです。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見がないようですので、採決をとります。

議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答させていただきます。

～ 報告第1号 ～

○議長 報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 特にないです。

○議長 質問等ございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 報告第1号、番号1番について、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 続いて、報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番～番号7番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から補足することはございませんか。

番号7番、補足ありますか。

○委員 番号7番ですが、先月の3条で取得された農地で、この部分においてかさ上げの同意を取れましたので、道の高さまでかさ上げして、栗を植えたいということでの形状変更届です。特に問題ないかと思います。

○議長 ほかに質問等ございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは各地域におきまして、形状変更届が出ておりますので、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 続いて、報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号3番、番号4番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号3番、番号4番につきまして、質問等ございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

質問等ございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、公共工事の届出について、御承知おきください。

これで全ての議案が終了いたしました。何か御意見、御質問等ございませんか。

○○委員。

○委員 (議案書の配布について質問)

○議長 (事務局と協議すると回答)

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、本日の会議はこれで閉じたいと思います。どうも御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和4年9月26日

議 長 ㊟

議事録署名委員（18番委員） ㊟

議事録署名委員（19番委員） ㊟